

第Ⅱ章 全体構想

1.目指すべきまちの姿

1) 将来像と基本理念

平群町第5次総合計画では、「平群町の将来像」及び「まちづくりの基本理念」として以下の考え方を掲げています。

まちづくりの指針としての役割を担う都市計画マスタープランでも同じ目標を掲げ、平群町第5次総合計画が目指す将来像及び基本理念の実現に向けたまちづくりを推進していきます。

◇平群町の将来像

～高齢者から子どもまでが安心して暮らせる～
緑豊かで心豊かな 子どもの歓声がきこえるまち

平群町の将来像として描くもの、それは「緑豊かな自然の中で、老いも若きも明るく心豊かで、そして子ども達ものびのび元気に歓声をあげるまち平群」です。住んでよかったと心から思える平群、それはほかならぬ平群に住んで平群を愛する住民と行政が手を携えて、力をあわせて創っていくものです。

◇まちづくりの基本理念

理念1 平群谷の豊かな緑に包まれて暮らすまち平群

里山の自然を、将来に渡り守っていくために、まちの中で活躍する住民の力をつなぎ、里山の維持管理や自然環境の保全の仕組みづくりを推進します。

理念2 地域資源が産業の活性と未来の希望をつなぐまち平群

基幹産業である農業の6次産業化や、各産業分野間での連携や、産学官民間の連携を促進し、新たな事業が生まれやすい素地をつくり、地域でお金が循環する仕組みを整えます。

理念3 子どもの歓声がきこえ、住み続けたいと実感できるまち平群

子育て支援や教育環境の充実、公共交通の利便性の向上等に取り組み、現在町外へと流出傾向にある若年世代に、住む場所として選ばれ、住み続けられるまちづくりを進めます。

理念4 人と人とがつながる心豊かなまち平群

今後増加が見込まれる高齢者の社会参画の場づくりに取り組むとともに、地域で暮らしを支え合える体制づくりやいつまでも心豊かに過ごせる地域社会づくりを進めます。

2) 将来人口フレーム

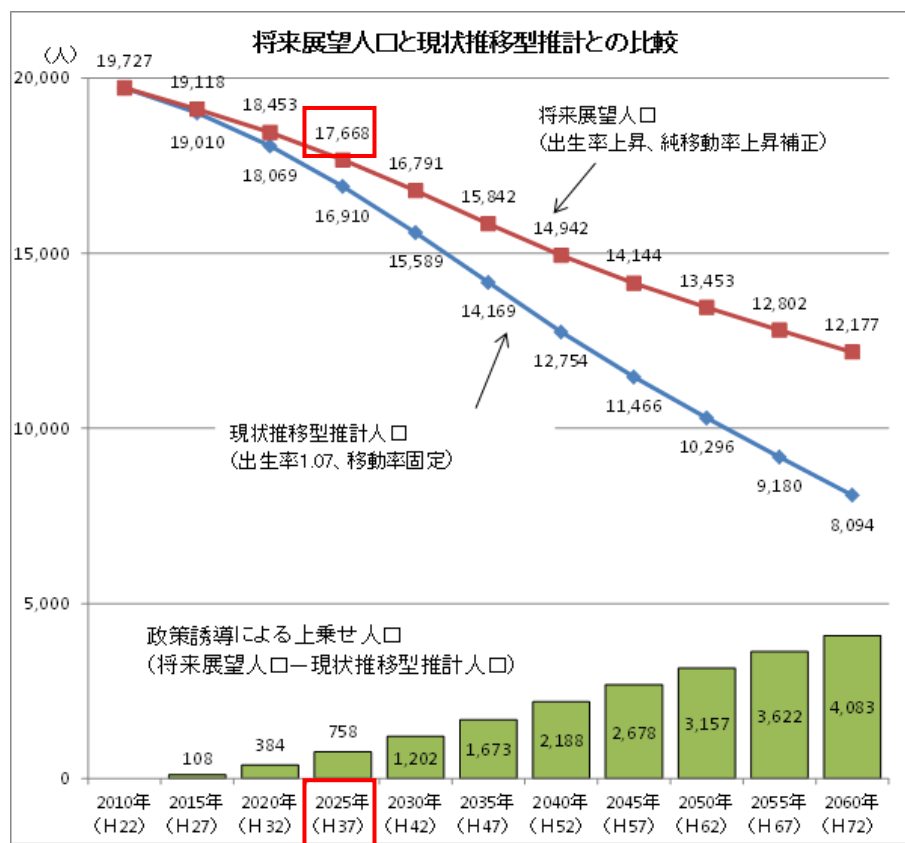
我が国は、平成 20 年の 1 億 2,808 万人をピークに本格的な人口減少時代に突入し、平成 72 年には 8,674 万人（約 50 年間で 4,134 万人の減少）になるものと推計されています。

また、本町の人口は、平成 12 年（国勢調査）をピークに減少に転じ、平成 27 年現在 18,883 人となっており、今後も減少傾向が続くものと予測（国立社会保障・人口問題研究所）されています。

こうした状況の中、本町では、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示す「平群町人口ビジョン」を平成 28 年 3 月に策定しています。

この平群町人口ビジョンの中では、今後、地方創生・人口減少克服へ向けたさまざまな施策を講じることにより、合計特殊出生率の上昇を図るとともに、移住・定住促進等により生産年齢層（15 歳～64 歳）の移動率上昇を図ることとし、将来展望人口は 2040 年（平成 52 年）で約 15,000 人、2060 年（平成 72 年）で約 12,200 人と見込んでいます。

なお、平群町人口ビジョンは、本町の最上位計画となる「平群町第 5 次総合計画」が示す将来人口（平成 34 年：約 18,000 人）を踏まえて策定されています。



出典：平群町人口ビジョン

都市計画マスタープランでは、平群町第 5 次総合計画が目指す将来像及び基本理念の実現に向けたまちづくりを推進していくものとして、平群町第 5 次総合計画及び平群町人口ビジョンが示す将来人口との整合を図り、平成 37 年の将来人口を 17,700 人と設定します。

3) まちづくりの基本方針

①協働で創る持続可能で魅力ある都市

計画的な土地利用による暮らしやすさの実現、産業育成による都市活力の向上、郊外型住宅団地の再生、暮らしや産業活動を支える都市基盤の形成、平群らしさの維持・活用と創造、協働で創り出す魅力あるまちなど、若者からお年寄りまで全ての人にとって住みたい、訪れたいまちづくりを推進することにより、定住人口及び交流人口の維持・確保を図り、都市の持続的発展を目指します。

【改訂の視点】

- | | |
|-----------------|---------------------|
| ・持続可能な都市の形成【継続】 | ・平群らしさの維持・活用・創造【発展】 |
| ・若年層への対応【継続】 | ・高齢者への対応【新規】 |
| ・定住人口の確保【継続】 | ・交流人口の確保【新規】 |
| ・協働のまちづくり【新規】 | |

②計画的な土地利用による暮らしやすさの実現

平群駅周辺整備事業を活かした拠点性の高い中心市街地の形成、居住や産業、子育て、医療・福祉など土地利用の適正配置、低未利用地の有効活用を推進するとともに、交通ネットワークの連携強化や公共施設等の再編などを図り、コンパクトで機能性の高い暮らしよいまちづくりを進めていきます。

【改訂の視点】

- | | |
|--|--------------|
| ・集約型都市構造の構築（コンパクト、交通ネットワーク、公共施設再編）【新規】 | |
| ・拠点性の高い中心市街地【継続】 | ・土地の有効活用【継続】 |
| ・計画的な土地利用【新規】 | |

③産業育成による都市活力の向上

中心市街地と国道 168 号平群バイパス沿道での役割分担の中、商業施設を適正に立地誘導し、生活利便性及び都市活力の向上を図ります。

また、今後も企業誘致活動を積極的に展開し、雇用の場の創出及び都市活力の向上を図ります。

さらに、豊かな自然環境と共生するまちづくりを進めるとともに、農産物等のブランド化や 6 次産業化により、農業のポテンシャルを高め、雇用の場の創出及び都市活力の向上を図ります。また、これにより、平群町の新たな魅力を創造・発信するとともに、都市近郊という立地を活かした体験型農業などを展開し、交流人口の確保を目指します。

【改訂の視点】

- | | |
|--|---------------|
| ・商業施設の適正な立地誘導【継続】 | ・工業系企業の誘致【継続】 |
| ・農業の新たな展開（自然的土地利用の維持、6 次産業化、交流人口の確保）【新規】 | |

④郊外型住宅団地の再生

高齢化や世代交代など地域の特性を踏まえた柔軟な土地利用や交通ネットワークの形成、都市基盤施設の整備などを進め、優良なストックである郊外型住宅団地を再生していきます。

【改訂の視点】

- ・良質でゆとりある居住環境の維持【発展】
- ・住宅団地の再生（柔軟な土地利用、交通ネットワーク形成、都市基盤施設整備）【発展】

⑤暮らしや産業活動を支える都市基盤の形成

高次都市機能を有する周辺都市との連携強化により生活利便性を高めるとともに、災害時の安全・安心を確保するためには、東西の幹線道路整備を促進し、東西アクセスの強化や代替性・多重性の確保を目指します。

また、南北・東西の幹線道路を主軸として町内道路網を充実するとともに、ニーズやリニア中央新幹線などの将来見通しに対応した鉄道及びバスの機能強化を図り、安全で移動しやすい交通ネットワークの形成を目指します。

さらに、今後も下水道の整備を推進し、健康で文化的な生活環境の確保に努めます。

【改訂の視点】

- ・東西アクセスの向上【継続】
- ・リニアへの対応【新規】
- ・下水道整備【新規】

⑥平群らしさの維持・活用と創造

良質で豊かな自然環境や歴史・文化資源を維持するとともに、住民の憩いの場や観光資源としての活用、美しい景観の形成、歩行者や自転車が安全で快適に通行できる空間の確保など、価値観の多様化にあわせて都市アメニティの向上に努め、積極的に発信し、定住人口や交流人口の確保に繋げていきます。

【改訂の視点】

- ・豊かな自然環境の維持【継続】
- ・良質な景観の形成【継続】
- ・歩行者・自転車への配慮【継続】
- ・都市アメニティの向上【継続】
- ・魅力の創造・発信【新規】
- ・交流人口の確保（観光）【新規】

⑦協働で創り出す魅力あるまち

まちづくりにおける住民参画の仕組みや体制を積極的に活用するとともに、民間活動を重視した柔軟な都市計画の運用、PPP／PFIなど民間資金・技術等を活用した公共サービスの提供などに取り組み、魅力あるまちを公民協働で創り出していきます。

【改訂の視点】

- ・住民参画【新規】
- ・民間活動の重視【新規】
- ・民間投資の活用【新規】
- ・公民協働のまちづくり【新規】

4) まちづくりの体系

これまで示してきた「まちづくりの基本的課題」「平群町の将来像」「まちづくりの基本理念」「まちづくりの基本方針」と後述する「将来都市構造」「まちづくりの分野別方針」を整理したまちづくりの体系を以下に示します



2.将来都市構造

将来都市構造とは、平群町の将来像及びまちづくりの基本理念の実現に向けた「まちの骨格」を示すものであり、拠点及び軸の2つの要素から構成されます。

1) 将来都市構造の考え方

今後の人口減少・少子高齢化等を背景として、若者からお年寄りまで全ての人々が暮らしやすく、環境負荷の少ない持続可能（サステイナブル）な都市の形成を目指して、役割分担に応じた各拠点への機能集積、道路や公共交通の充実による連携の強化、公共施設等の再編を図り、コンパクトで機能性の高い都市構造を構築します。

【改訂の視点】

- | | |
|--|-------------------|
| ・持続可能な都市の形成【継続】 | ・若年層への対応【継続】 |
| ・高齢者への対応【新規】 | ・定住人口の確保【継続】 |
| ・集約型都市構造の構築（コンパクト、交通ネットワーク、公共施設再編）【新規】 | |
| ・拠点性の高い中心市街地【継続】 | ・商業施設の適正な立地誘導【継続】 |
| ・工業系企業の誘致【継続】 | ・東西アクセスの向上【継続】 |

2) 将来都市構造

①拠点

◇中心拠点

本町の中核を担う平群駅周辺を「中心拠点」と位置付け、住宅・商業・福祉・子育て・交通・文化・交流・行政など各種都市機能の集積、本町の玄関口にふさわしい景観形成など、その拠点性や魅力の向上を図ります。

また、中長期的な視野のもと、平群駅の東側における市街地のあり方についても検討します。

◇生活拠点

竜田川駅・元山上口駅・東山駅周辺を「生活拠点」と位置づけ、日常生活の利便性の向上に資する都市機能や、快適で親しみやすい都市空間の創出を図ります。

特に、多くの住民が通勤・通学として利用し、本町の北の玄関口となっている東山駅周辺では、生駒市と連携を図りながら、住宅・商業・業務・交通等の機能を充実し、中心拠点を補完する拠点の形成を目指します。

◇にぎわい拠点

平群駅から竜田川駅に至る国道168号平群バイパス沿道を「にぎわい拠点」と位置付け、周辺の景観や環境に配慮しながら、多様な買い物ニーズに対応した商業施設や交流機能など新たなニーズに対応した施設の立地を促進し、町全体の活性化へと繋げていきます。

◇医療・福祉拠点

竜田川駅東側にあたる国道168号平群バイパス沿道を「医療・福祉拠点」と位置付け、医療・福祉、子育てなどの施設立地を促進し、今後の少子・高齢化に対応したやさしいまちづくりを展開します。

◇工業拠点

国道 168 号平群バイパス沿道の上庄地区、既存の工場が立地する西宮地区周辺を「工業拠点」と位置付けます。

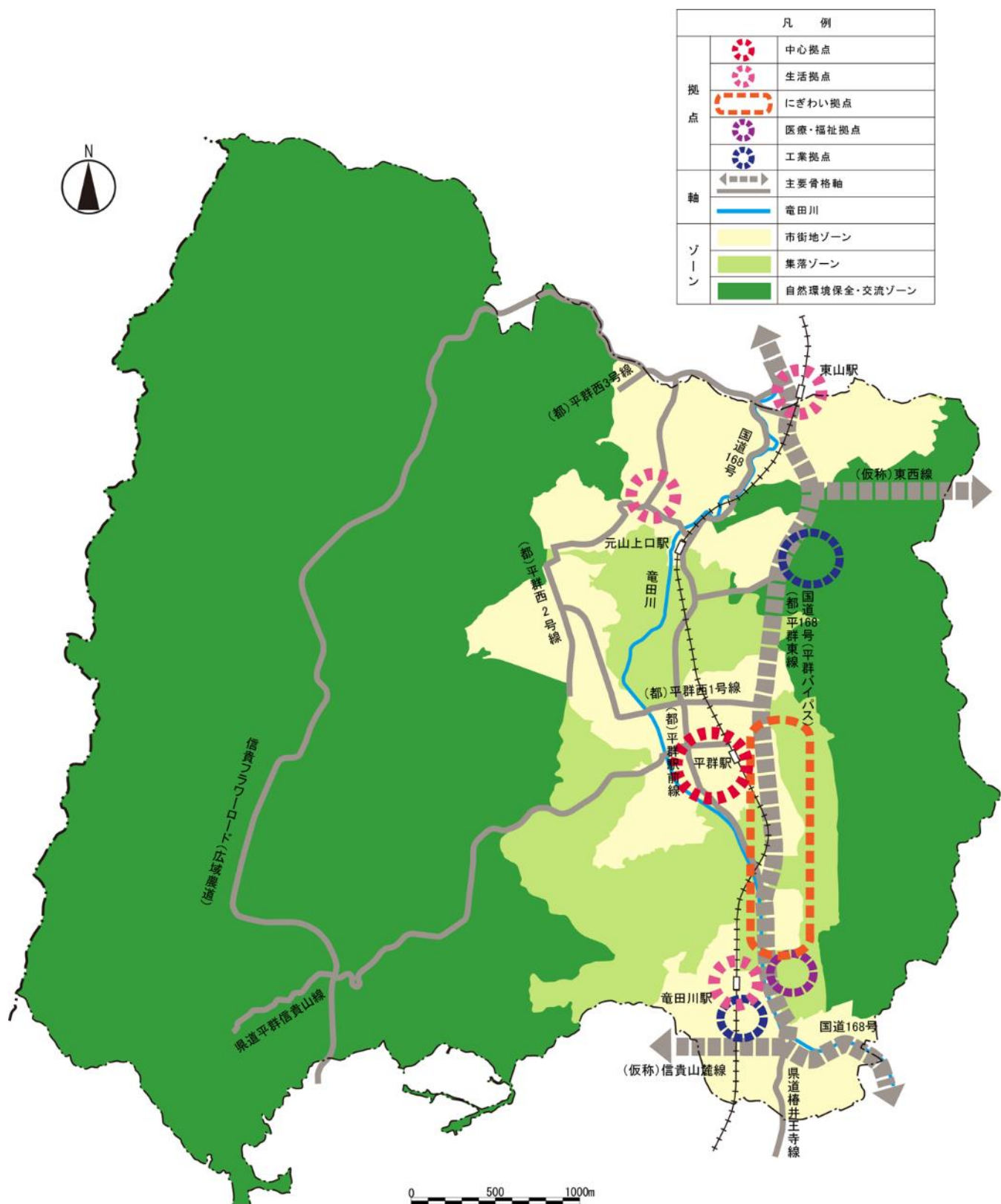
上庄地区では、無公害型の産業を誘致し、産業基盤の強化と雇用の場の確保を図ります。また、進出企業と既存企業の連携強化等を図り、町全体の産業振興へと繋げていきます。

②軸**◇主要骨格軸**

国道 168 号平群バイパスや信貴フラワーロード（広域農道）等を主要骨格軸として位置づけ、円滑な交通処理を行うとともに、人や環境に配慮した整備や適正な維持管理により、広域的な連携の強化を図ります。

また、生活利便性や交流促進、災害対策等の観点から、（仮称）東西線及び（仮称）信貴山麓線を主要骨格軸として位置付け、東西アクセスの向上及び道路ネットワークの代替性・多重性の確保に努めます。

■将来都市構造図



3. まちづくりの分野別方針

3. 1. 土地利用の方針

持続的発展を目指した活力と魅力のある土地利用

【基本方針】

本町の大きな魅力である水と緑と歴史や住宅都市としての特性を活かしつつ、計画的な土地利用により暮らしの利便性や産業活力を確保し、持続可能で住み心地の良い都市を形成します。

また、限りある土地を有効活用するとともに、民間活動を重視した柔軟な土地利用を行い、効率的で効果的なまちづくりを展開します。

【改訂の視点】

- | | |
|--|----------------------|
| ・ 持続可能な都市の形成【継続】 | ・ 平群らしさの維持・活用・創造【発展】 |
| ・ 若年層への対応【継続】 | ・ 高齢者への対応【新規】 |
| ・ 定住人口の確保【継続】 | ・ 交流人口の確保【新規】 |
| ・ 集約型都市構造の構築（コンパクト）【新規】 | ・ 拠点性の高い中心市街地【継続】 |
| ・ 土地の有効活用【継続】 | ・ 計画的な土地利用【新規】 |
| ・ 商業施設の適正な立地誘導【継続】 | ・ 工業系企業の誘致【継続】 |
| ・ 農業の新たな展開（自然的土地利用の維持、6次産業化、交流人口の確保）【新規】 | |
| ・ 良質でゆとりある居住環境の維持【発展】 | |
| ・ 住宅団地の再生（柔軟な土地利用、交通ネットワーク形成、都市基盤施設整備）【発展】 | |
| ・ 民間活動の重視【新規】 | |

1) 計画的な土地利用等

- ・ 現行の土地利用規制（区域区分、用途地域、近郊緑地保全区域、国定公園など）を維持しつつ、必要に応じて、これら土地利用規制の見直しや地区計画制度など様々な手法の導入を検討し、良好な住環境の確保や産業の活性化を図ります。
- ・ 既存の地区計画区域では、地区整備計画に基づき整序された土地利用を維持します。
- ・ 開発等の際には、都市計画法や建築基準法、宅地造成等規制法などの法や条例の趣旨を踏まえ、開発指導や建築指導を適正に実施し、無秩序な市街化の抑制や周辺の良好な住環境の確保に努めます。また、本計画の理解を促し、役割に応じた適切な区域での開発や施設整備を誘導します。さらには、開発区域の良質な環境の確保を図るため、建築協定や地区計画制度の活用を促進します。
- ・ 近年増加傾向にある空き家や空き地については、適切な維持管理と利活用・流通促進を図り、良好な住環境の維持・向上を目指します。

用途地域

用途地域は、住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、12種類あります。用途地域が指定されると、それぞれの目的に応じて、建てられる建物の種類が決まります。表紙の都市計画図のように、地域の目指すべき土地利用の方向を考えて、いわば色塗りが行われるわけです。

第一種低層住居専用地域



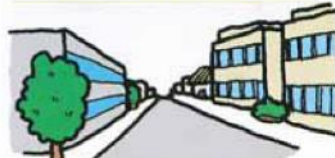
低層住宅のための地域です。小規模なお店や事務所をかねた住宅や、小中学校などが建てられます。

第二種低層住居専用地域



主に低層住宅のための地域です。小中学校などのほか、150㎡までの一定のお店などが建てられます。

第一種中高層住居専用地域



中高層住宅のための地域です。病院、大学、500㎡までの一定のお店などが建てられます。

第二種中高層住居専用地域



主に中高層住宅のための地域です。病院、大学などのほか、1,500㎡までの一定のお店や事務所など必要な利便施設が建てられます。

第一種住居地域



住居の環境を守るための地域です。3,000㎡までの店舗、事務所、ホテルなどは建てられます。

第二種住居地域



主に住居の環境を守るための地域です。店舗、事務所、ホテル、カラオケボックスなどは建てられます。

準住居地域



道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域です。

近隣商業地域



まわりの住民が日用品の買物などをとするための地域です。住宅や店舗のほか小規模の工場も建てられます。

商業地域



銀行、映画館、飲食店、百貨店などが集まる地域です。住宅や小規模の工場も建てられます。

準工業地域



主に軽工業の工場やサービス施設等が立地する地域です。危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんど建てられます。

工業地域



どんな工場でも建てられる地域です。住宅やお店は建てられますが、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

工業専用地域



工場のための地域です。どんな工場でも建てられますが、住宅、お店、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

出典：国土交通省

2) 都市的土地利用

①住宅ゾーン

a) 低層住宅地 【第一種低層住居専用地域】

- ・低層住宅のための地域として、ゆとりある良質な居住環境の維持・形成に努めます。
- ・高齢化や空き家・空き地の増加など郊外型住宅団地が抱える課題への対応として、小規模な店舗等の立地の許容や二世帯居住を可能とする建ぺい率・容積率の見直しなど柔軟な土地利用規制の運用を検討するとともに、下水道など都市基盤施設の整備、新婚世帯定住への支援、空き家等の利活用・流通促進などを図り、多様な世代が居住する郊外型住宅団地の再生を目指します。

b) 一般住宅地 【第一種住居地域／第二種住居地域／第一種中高層住居専用地域】

- ・一定規模の商業施設等との共存を図りつつ、良好な居住環境を維持します。
- ・利便性の高い東山駅周辺では、若者など新たな世帯の定住を目的として、中高層の集合住宅の立地を誘導します。
- ・その他の住宅地では、道路や下水道など都市基盤施設を確保するとともに、老朽建築物の建て替えや不燃化・耐震化を促進し、安全で快適な住宅地の形成を図ります。

②商業ゾーン 【近隣商業地域】

【平群駅周辺】

- ・本町の中核を担う地域として、中密度な土地利用を促進しながら住宅・商業・福祉・子育て・交通・文化・交流・行政など各種都市機能を集積し、その拠点性や魅力の向上を図ります。
- ・沿道サービスゾーンの役割に対して、地域密着型の生活サービスを提供する地域として、最寄り品等を中心とした日常購買施設や各種生活サービス、業務施設を誘導します。
- ・利便性の高い立地特性を活かして、子育てと仕事が両立できる子育て支援機能の充実に努めます。
- ・高齢者が地域社会の中で元気で自発的に活動できる場や機会を提供するため、交流機能や福祉機能等の充実に努めます。

【東山駅周辺】

- ・本町の北の玄関口であり中心拠点を補完する地域として活気とにぎわいのあるまちづくりを進めるため、国道 168 号平群バイパスの整備と連携しつつ、生駒市も含めた駅利用者を主な対象とする商業・業務施設の立地を誘導します。

【元山上口、竜田川駅周辺】

- ・元山上口、竜田川駅周辺では、日用品等の最寄り品を中心とした日常購買施設等の立地を促進します。

【その他の商業地】

- ・大規模住宅団地内の商業地では、周辺住民の利便性を確保するため、徒歩圏内における福祉・医療施設、日常購買施設等の立地を誘導します。

③沿道サービスゾーン 【第一種住居地域／第二種住居地域／準住居地域／近隣商業地域】

- ・平群駅周辺の役割に対して、にぎわいの中核を担い、より広域的な生活利便施設を提供する地域として土地利用を誘導します。
- ・平群駅から竜田川駅に至る国道 168 号平群バイパス沿道では、周辺の景観や環境に配慮しながら、多様な買い物ニーズに対応した商業施設、交流機能など新たなニーズに対応した施設の立地を促進し、バイパス沿道の利便性やにぎわいを核とした町全体の活性化への展開を図ります。
- ・国道 168 号沿道の椿井地区では、地区計画の趣旨に即して、利便性の高い立地条件を活かした日常生活の利便に供する商業施設を誘導するとともに、商業環境と住環境が調和した利便性が高く暮らしやすい市街地環境の形成を図ります。

④医療・福祉ゾーン 【市街化調整区域】

- ・竜田川駅東側にあたる国道 168 号平群バイパス沿道の椿井地区では、医療・福祉、子育てなど今後の少子・高齢化に対応する施設立地を促進します。なお、施設立地に際しては、無秩序な市街化の抑制や周辺の良い住環境の確保の観点から、地区計画制度の適用等に努めます。

⑤工業ゾーン 【準工業地域／市街化調整区域】

- ・町北部国道 168 号平群バイパス沿道の上庄地区では、地域経済の基盤強化と雇用場の確保するため、周辺の自然環境との調和に配慮しながら無公害型の企業の誘致に努めます。また、誘致の状況に応じて、地区計画制度の活用など各種土地利用手法を検討し、秩序ある良好な市街地環境の形成に努めます。
- ・西宮地区では、既存工場を中心に工業施設の集積を図り、上庄地区も含め、進出企業と既存企業の連携強化による町全体の産業振興を図ります。

3) 自然的土地利用

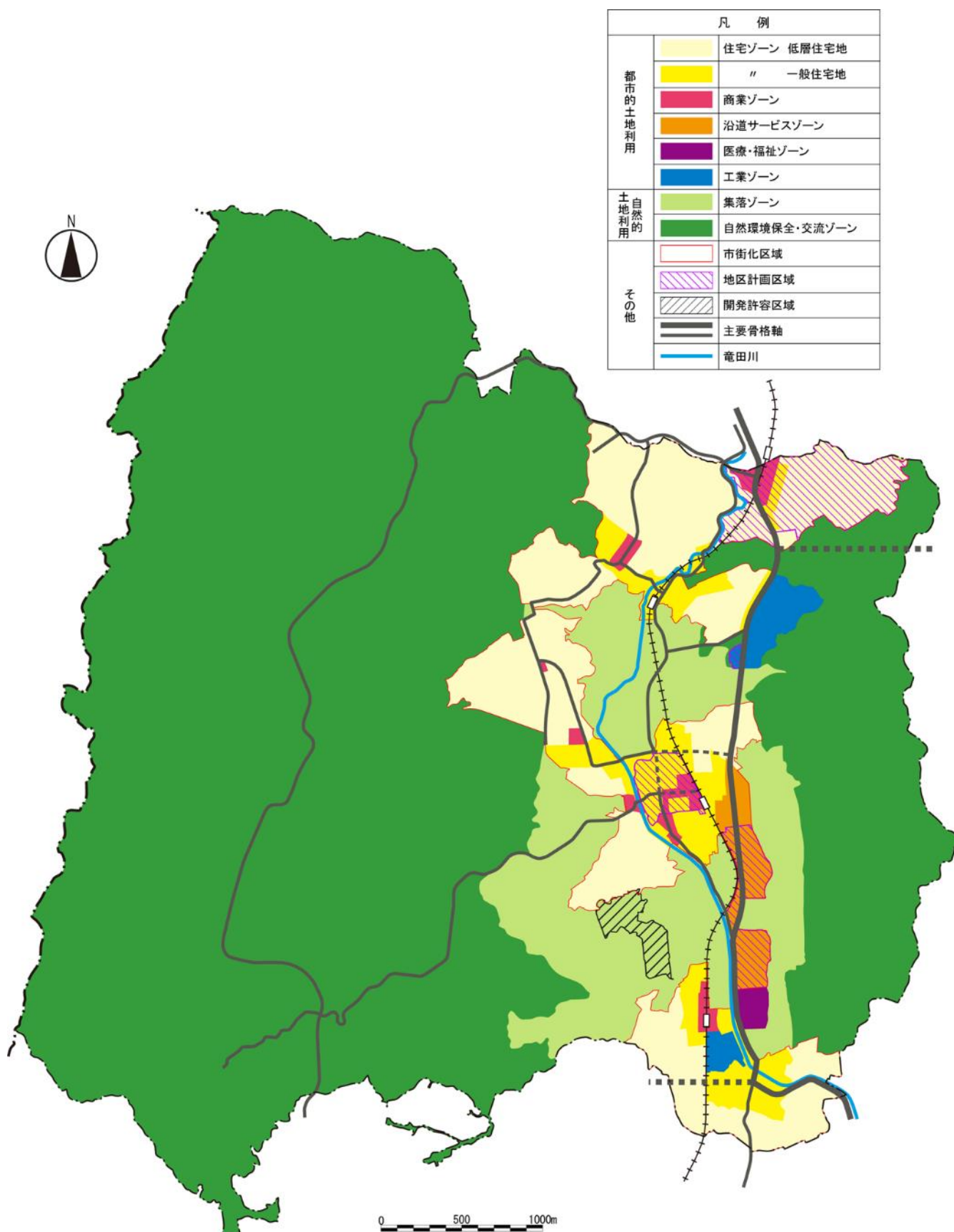
①集落ゾーン 【市街化調整区域（主に平地）】

- ・豊かな自然や田園環境の保全を基本とし、無秩序な市街化の抑制に努めます。
- ・優良農地の維持、耕作放棄地の解消、地産地消の促進、農業の6次産業化、平群ブランドの創造など、本町の基幹産業である農業を振興し、観光や交流等へと展開することにより、町全体の活性化へと繋げていきます。
- ・自然環境に配慮したライフスタイルや田園回帰、二地域居住など、価値観が多様化していることを踏まえ、空き家などを活用した田園スタイルの暮らしをプロデュースし、定住の促進を図ります。
- ・集落地では、田園環境との調和を図りつつ、生活に欠かせない道路や下水道など都市基盤施設の維持・充実に努めます。
- ・「都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例（奈良県）」に基づき区域指定された若井地区（開発許可区域）では、地域住民の意向等を踏まえつつ条例に則し、コミュニティの維持や地域産業の育成などの観点から必要とされる住宅地等の立地を許容します。

②自然環境保全・交流ゾーン 【市街化調整区域（主に山地・丘陵地）】

- ・生駒山地、矢田丘陵では、自然公園法（国定公園）など各種法制度に基づき、豊かで良質な自然環境の保全を図ります。
- ・暮らしに身近な里山では、農林業施策との連携に努めるとともに、地域住民や企業との協働による積極的な維持管理を推進します。
- ・観光・レクリエーションや環境教育の場等として、豊かな自然環境や歴史文化資源の活用を図ります。

■土地利用の方針図



3.2. 道路・交通体系の方針

誰もが移動しやすい交通ネットワークの形成

【基本方針】

幹線道路網の充実や既存道路の適正な維持管理とともに、丘陵地の郊外型住宅団地等の高齢化や来訪者などにも配慮した公共交通の維持・充実により、暮らしや交流の利便性が高い、誰もが移動しやすい交通ネットワークの形成に努めます。

【改訂の視点】

- | | |
|-----------------------------------|--------------|
| ・持続可能な都市の形成【継続】 | ・若年層への対応【継続】 |
| ・高齢者への対応【新規】 | ・定住人口の確保【継続】 |
| ・交流人口の確保【新規】 | |
| ・集約型都市構造の構築（交通ネットワーク）【新規】 | |
| ・良質でゆとりある居住環境の維持【発展】 | |
| ・住宅団地の再生（交通ネットワーク形成、都市基盤施設整備）【発展】 | |
| ・東西アクセスの向上【継続】 | ・リニアへの対応【新規】 |
| ・歩行者・自転車への配慮【継続】 | |

①安全で快適な幹線道路網の形成

- ・都市交通の円滑な処理や災害に強い道路網を形成するため、代替性や階層性が確保された道路交通ネットワークを形成します。
- ・ぜい弱な東西アクセスを解消し、生活利便性の向上や産業・観光振興を図るため、（仮称）東西線（大和郡山市方面）及び（仮称）信貴山麓線（三郷町方面）の整備促進を積極的に県に要請します。
- ・広域的な交通条件の向上を図るため、国道 168 号の生駒市側（小平尾バイパス）の延伸とともに、それに伴う既存区間の交通渋滞等の対策について、関係機関に早期実現を要望していきます。
- ・中心拠点（平群駅）へのアクセス強化を図るため、（都）平群駅前線及び（都）平群西 1 号線の整備を推進します。
- ・日常的な交通渋滞の緩和と歩行者の安全性確保を図るため、県道椿井王寺線の改良事業を促進します。
- ・交通渋滞を緩和するため、県道椿井王寺線が接続する国道 168 号線の椿井交差点付近の改良事業を促進します。
- ・地域間における幹線道路の機能を強化するため、県道平群信貴山線の改良を促進します。
- ・町内における安全で快適な道路空間を確保するため、鳴川路線、川原路線、（都）平群駅前線（東側）等の整備を促進します。
- ・広域的な観光振興と西部地域における幹線道路ネットワークの強化を図るため、信貴フラワーロード（広域農道）の生駒市側への延伸について検討します。

②潤いのある愛着のもてる生活道路

- ・高齢者、障害者などあらゆる住民が安全で安心して通行できるよう、歩道の整備など、歩行者や自転車等に配慮した道路環境整備に努めます。
- ・住民の利用頻度の高い公共施設や鉄道駅周辺においては、歩道幅員の確保、歩道段差や傾斜の解消、誘導ブロック等道路のバリアフリー化を推進します。
- ・快適で、愛着のもてる道づくりを推進するため、「通り」「筋」の愛称設定を図るとともに、町の木である「かし」をはじめとする樹木や花を多用した道路緑化や秩序ある屋外広告物の設置誘導など良好な道路景観を形成します。
- ・主要な生活道路の計画的な整備を推進するため、地域特性を踏まえた町道整備計画の策定を図るとともに、道路整備の緊急度、優先度に基づき順次改良を進めます。

③道路の適正管理

- ・道路環境の適正な維持・管理を図るため、安全パトロールや道路パトロール等により危険、破損箇所の早期発見と事故の未然防止に努めます。
- ・幼児から高齢者に至るまでを対象とした交通安全教室の実施、交通安全指導員等による交通安全思想の啓発、及び正しい交通道德の確立に努めます。

④公共交通の利便性向上と利用促進

【全体】

- ・公共交通の利便性向上を図るため、近隣市町との公共交通の連携を強化するとともに、鉄道、バス、タクシー事業者との連携を強化し、情報発信や利用啓発活動による利用促進を図ります。
- ・地域公共交通総合連携計画に基づく福祉タクシーや福祉有償移動サービス等、移動困難者に対応した新たな交通手段の導入を検討、推進します。

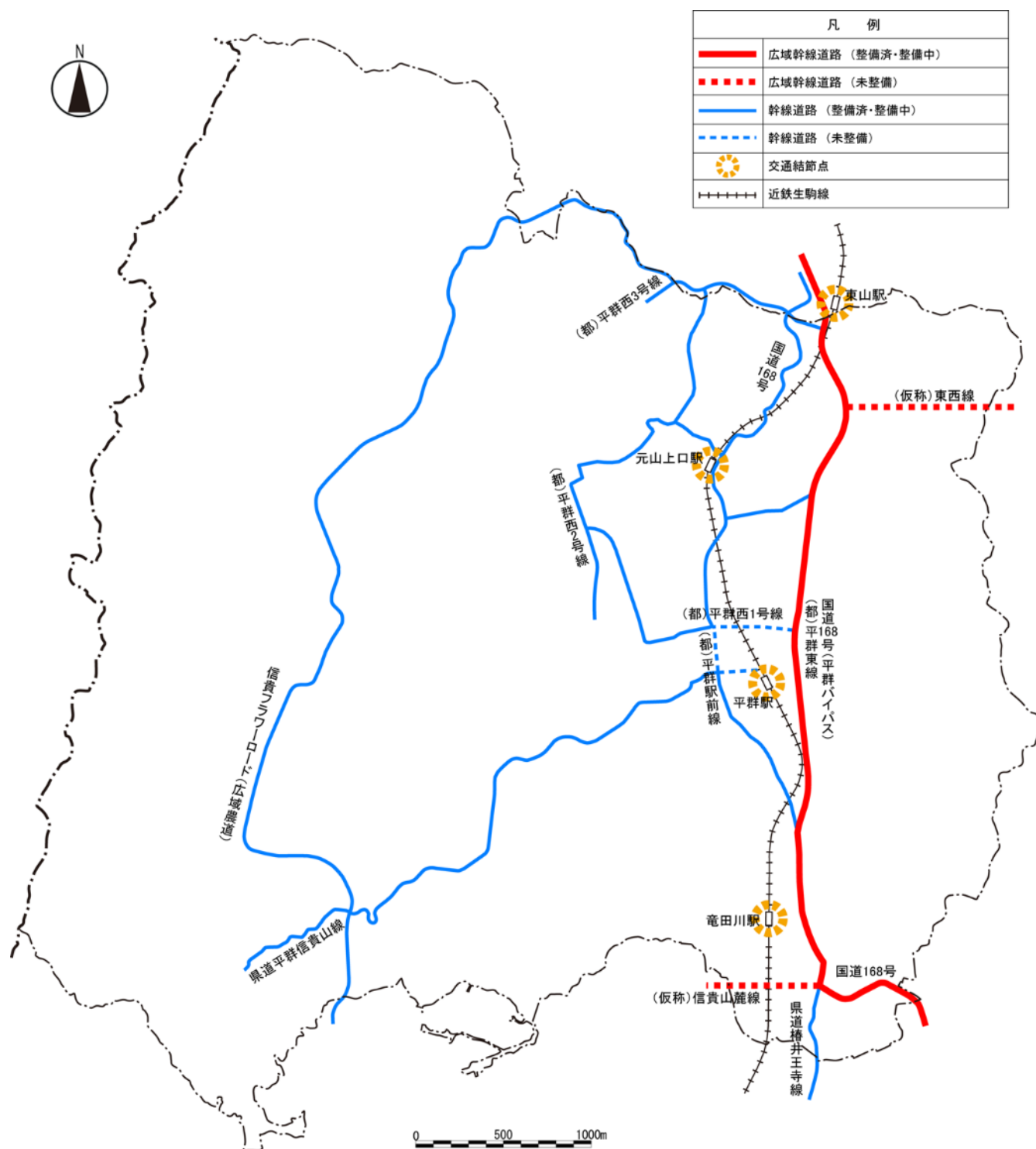
【鉄道】

- ・鉄道駅の結節機能を強化するため、平群駅、竜田川駅では駅前広場の整備やバリアフリー化を図るとともに、平群駅、元山上口駅、竜田川駅では駐車場の確保を図ります。
- ・元山上口駅、竜田川駅の利便性向上を図るため、歩行者・自転車空間や駐輪施設等の確保を推進します。
- ・鉄道利用を促進するとともに、生活利便性の向上による若年層の定住化を図るため、近鉄生駒線の複線化及び運行本数の増加、接続性の改善、最終電車時刻の繰り下げ等を鉄道事業者に要請していきます。

【バス】

- ・丘陵地に位置する郊外型住宅団地では居住者の高齢化の進行が特に顕著であることから、鉄道駅や主要な公共施設、病院等をネットワークするバス路線の拡充を事業者に要請します。
- ・コミュニティバスの利便性向上に向け、利用者数や住民ニーズを把握し、道路網の整備に合わせて適正なルート及びダイヤを精査します。
- ・高齢者や障害者等が安全で容易に乗り降りできる低床バス等の導入を促進します。
- ・バス交通の定時性を確保するため、鉄道発着時間との連携を促進するとともに、運行ルートとなる道路の改良に努めます。

■道路・交通体系の方針図



3.3. 個性豊かなまちづくりの方針

平群らしさを活かした潤い創出と交流促進

【基本方針】

住民と行政、民間事業者が連携して、本町の大きな魅力である水と緑と歴史を守り・創り・育てるとともに、これらの融合・発展による交流促進への展開を目指します。

【改訂の視点】

- | | |
|---|---------------------|
| ・持続可能な都市の形成【継続】 | ・平群らしさの維持・活用・創造【発展】 |
| ・交流人口の確保【新規】 | ・協働のまちづくり【新規】 |
| ・農業の新たな展開（自然的土地利用の維持、6次産業化、交流人口の確保）【新規】 | |
| ・豊かな自然環境の維持【継続】 | ・良質な景観の形成【継続】 |
| ・都市アメニティの向上【継続】 | ・魅力の創造・発信【新規】 |
| ・住民参画【新規】 | ・民間投資の活用【新規】 |
| ・公民協働のまちづくり【新規】 | |

①豊かな自然環境の保全

- ・良好な自然環境を有する生駒山地や矢田丘陵については、自然公園法（国定公園）など法や条例に基づき継続して保全に努めます。
- ・暮らしに身近な里山では、農林業施策との連携に努めるとともに、再生可能エネルギーの活用などを図ります。また、里山整備活動に対する支援策やまちづくりファンド等の創設など、地域住民や民間事業者との連携による積極的な維持管理を推進します。
- ・農林業体験や環境教育、歴史文化教育など、町民が自然や歴史文化と触れ合う仕組みづくりに努め、平群町の魅力を深く理解し、住み続けたいと思われるまちづくりを展開していきます。

②竜田川を軸とした水と緑のネットワークの形成

【アメニティシンボル軸】

- ・本町の骨格軸となり、自然や歴史の観点から価値の高い竜田川を「アメニティシンボル軸」として位置付け、良好な河川環境を保全するとともに、「竜田川まほろば遊歩道整備構想」の実現を目指した遊歩道の整備や河岸緑化、観光案内板の設置などを推進し、シンボル空間として積極的に活用します。
- ・花木植栽や維持管理など、行政と住民の協働体制を強化するとともに、住民等によるイベント等の実施を積極的に支援します。

【水と花と緑のネットワーク軸】

- ・本町の魅力である豊かな自然や歴史文化、都市近郊農業、観光拠点などをつなぐ河川や道路を「水と花と緑のネットワーク軸」として位置付け、散歩道・自転車道としての整備や案内板の設置、沿道緑化などを図ります。
- ・近畿自然歩道との接続など広域的な回遊性を高めることにより、交流促進への展開を目指します。
- ・美しい河川景観を形成するため、水質汚濁防止対策の推進や地域ぐるみの河川一斉清掃等による水辺環境美化を推進します。
- ・町木である「かし」などの植樹、地域ごとに統一された樹種の選定、プランター設置など花による道路修景などにより、愛着のもてる道路づくりを図ります。

③公園緑地等の機能強化

- ・環境保全やレクリエーション、景観形成、防災など多様な機能を有する公園緑地等を適正に配置するとともに、機能強化や適正管理（長寿命化）に努め、利用促進を図ります。
- ・維持管理については、公園緑地に対する愛護心の向上や地域コミュニティの形成といった観点から、地域住民による美化清掃活動を積極的に支援するとともに、里親制度の導入を検討します。
- ・平群中央公園、平群北公園、総合スポーツセンターを「緑の拠点」として位置付け、レクリエーション機能の多様性強化、地域のシンボルとなる景観の創出、防災機能の強化を推進します。

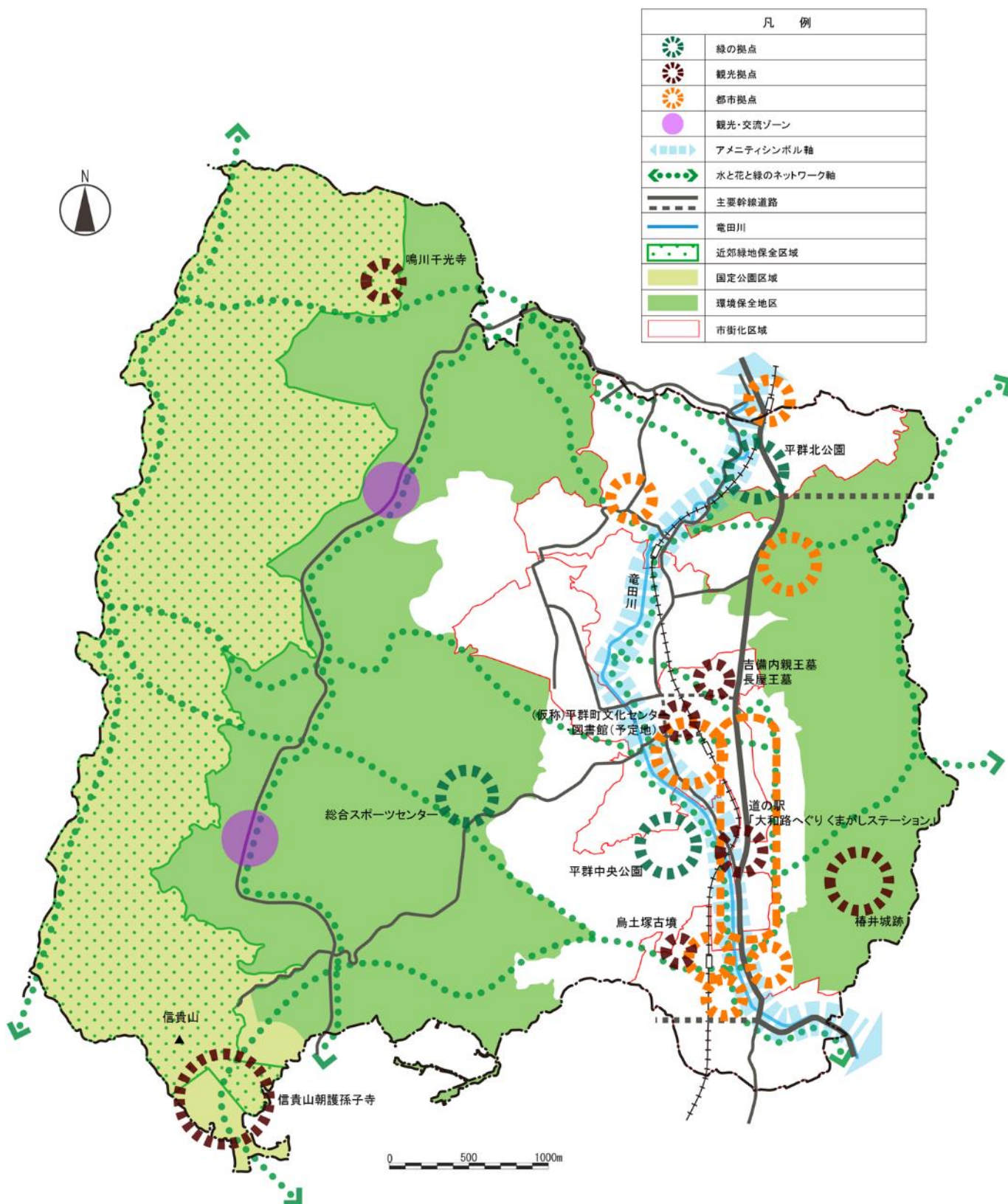
④平群らしさを活かした交流促進

- ・信貴山周辺（信貴山城跡・信貴山朝護孫子寺）、千光寺、長屋王墓周辺、烏土塚古墳、椿井城跡周辺、道の駅「大和路へぐり くまがしステーション」、（仮称）平群町文化センター・図書館を「観光拠点」として位置づけ、施設整備等による利便性・機能性を充実するとともに、交通アクセスなどの環境整備、地域のシンボルとなる景観の創出、積極的な情報発信等を図り、交流促進へと展開します。
- ・信貴フラワーロード（広域農道）沿線の久安寺及び櫛原の周辺地区を「観光交流ゾーン」として位置付け、農産物直売所（ファーマーズマーケット）の整備、里山の自然や農地を活用した参加・体験学習等が図られる新緑性のある自然型レクリエーション機能の導入など、観光交流機能の充実を図ります。
- ・大都市近郊という本町の立地特性を活かし、貸し農園や農業体験などによる都市との交流を促進します。
- ・本町の基幹産業である農業の経営力を強化（6次産業化など）しつつ、農産物のブランド化や特産物の開発などを推進し、都市との交流促進や地域活力の向上を図ります。

⑤良質な市街地景観の形成

- ・中心拠点や生活拠点、にぎわい拠点、医療・福祉拠点、工業拠点を「都市拠点」として位置付け、平群駅周辺における町の表玄関にふさわしい景観形成など、それぞれが目指す市街地像に調和した景観形成を図ります。
- ・公共施設や街角などにおける修景・美化、地区計画などの活用、町内緑化活動団体等による「“山のぼっけ” 花いっぱいサポータークラブ」の推進など、良質な市街地景観の形成を図ります。

■個性豊かなまちづくりの方針図



3. 4. 生活環境施設の方針

生活環境施設の計画的な整備と適正管理

【基本方針】

安全で文化的な生活環境の向上を図るため、下水道や河川等の整備を計画的に推進していくとともに、持続可能な社会を目指した公共施設等の適正管理に努めます。

【改訂の視点】

- | | |
|-------------------------------|------------------------|
| ・持続可能な都市の形成【継続】 | ・若年層への対応【継続】 |
| ・定住人口の確保【継続】 | |
| ・集約型都市構造の構築（コンパクト、公共施設再編）【新規】 | |
| ・良質でゆとりある居住環境の維持【発展】 | ・住宅団地の再生（都市基盤施設整備）【発展】 |
| ・下水道整備【新規】 | ・民間投資の活用【新規】 |

①下水道

- ・健康で文化的な生活環境を確保するため、公共下水道の整備を推進するとともに、町の実態に応じた下水道整備計画への見直しを検討します。
- ・下水道が普及していない地域では、生活排水処理の適正化を図るため、合併処理浄化槽の設置や農業集落排水への接続率の向上を促進します。

②河川・ため池等

- ・自然環境や生態系、景観、市街地の潤い創出などの多様な環境に配慮しつつ、河川改修や砂防事業を推進します。
- ・竜田川では水質汚濁防止対策を推進するとともに、河川管理用道路の整備や案内板の設置など河川空間の魅力創出に取り組みます。
- ・老朽ため池の改修と安全性の確保に努めます。

③斎場

- ・斎場（火葬場）では、老朽化の予防保全対策を適切に講じながら、周辺環境と調和した安定的な運営を図ります。

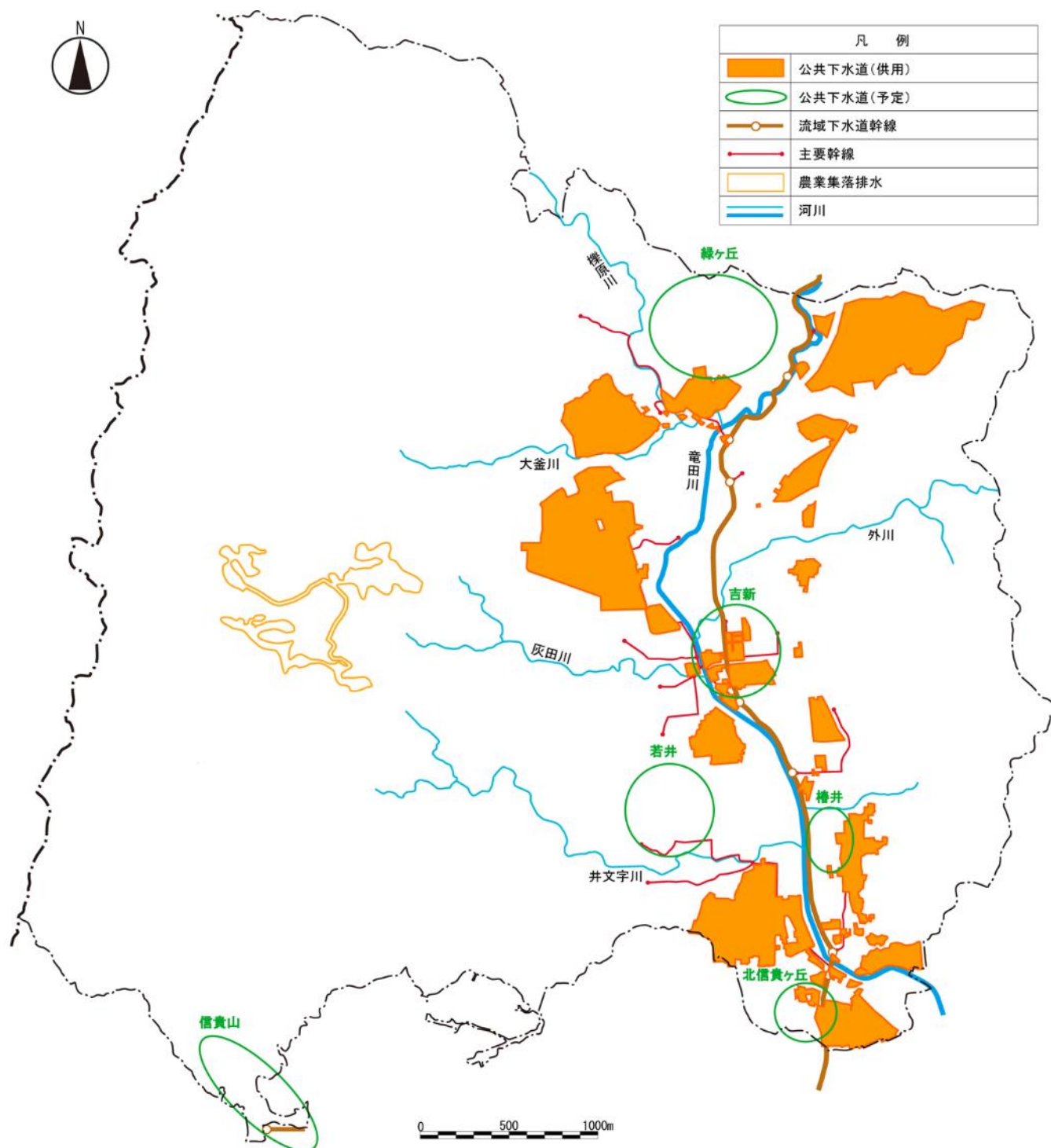
④ごみ処理清掃施設

- ・老朽化するごみ処理清掃施設の長寿命化対策を実施しながら、近隣市町との相互利用も視野に入れた施設整備を検討します。

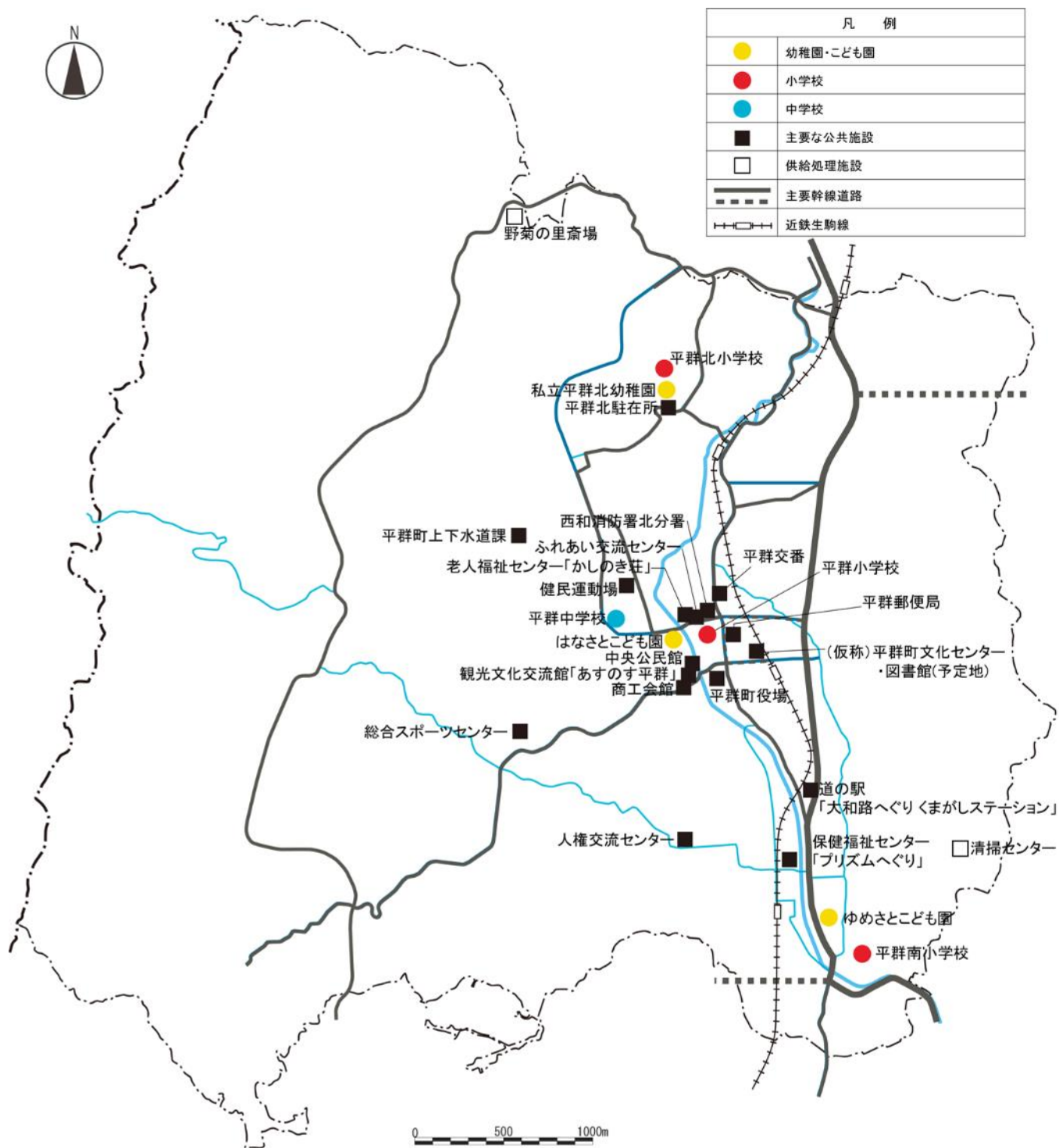
⑤その他の公共施設等

- ・行政施設や教育施設、文化施設などの公共施設は、公共施設等総合管理計画に基づき適正な維持管理を進めていくとともに、持続可能な都市経営を目指して施設の複合化や効率化など総量の縮減を図ります。一方で、近隣市町との相互利用等を具体的に検討し、住民サービスの充実に努めます。
- ・図書館や生涯学習、交流などの機能を備えた（仮称）平群町文化センター・図書館の整備を推進します。
- ・公営住宅について、耐用年数の過ぎた老朽化の著しい住宅は廃止（除却）を進めます。また、将来の需要を見極めて長寿命化の検討を行うとともに、入居者への適切な支援の方向性についても併せて検討していきます。

■下水道・河川の方針図



■その他公共施設等の方針図



3.5. 安全・安心なまちづくりの方針

安全・安心な暮らしの確保

【基本方針】

住民の安全・安心な暮らしを確保するため、災害に強い都市基盤の整備や地域防災力の育成・強化、防犯対策を住民とともに取り組んでいきます。

【改訂の視点】

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ・持続可能な都市の形成【継続】 | ・定住人口の確保【継続】 |
| ・協働のまちづくり【新規】 | ・豊かな自然環境の維持【継続】 |
| ・住民参画【新規】 | ・公民協働のまちづくり【新規】 |

①災害に強い都市基盤の整備

- ・治山・治水・砂防対策等を推進します。
- ・防災拠点や避難場所、消防水利施設など防災施設の整備・改修や防災機能の強化、建築物の耐震化に努めます。
- ・災害時におけるライフラインの安定供給を確保するため、インフラ施設の耐震化・不燃化対策を推進します。
- ・災害時要援護者（災害弱者）に配慮したバリアフリー化など、防災関連施設の整備を充実します。
- ・消防水利弱点地域の解消を図るなど防火環境を充実します。
- ・奈良県消防広域化に対応し、関係機関と連携した消防体制を強化します。
- ・一定規模以上の建築物を耐火・準耐火建築物とするなど、不特定多数が集まる駅周辺（不燃化促進地区）の不燃化を促進します。

②地域防災力の育成・強化

- ・既存木造住宅耐震診断支援や既存木造住宅耐震改修工事補助などの支援策を充実し、住宅等の耐震化を促進します。
- ・地域住民による自主防災組織の育成・強化に努め、防災意識の啓発や防災知識の普及、消防訓練の実施などを積極的に推進します。
- ・ハード・ソフトが一体となった防災対策が重要であることから、「地震防災対策アクションプログラム」などに基づき、地域の実態に即した総合的な防災対策を推進します。

③防犯対策

- ・犯罪を未然に防止するため、主要な通勤・通学路や公園等における防犯灯等の設置や見通し等の確保を図ります。
- ・犯罪の温床になりやすい空き家等の対策を推進します。

■安全・安心なまちづくりの方針図

